

議 事 録

第 17 期名護市農業委員会
第 13 回 総 会

令和 3 年 9 月 30 日 (木)

名護市農業委員会 第13回総会

開催日時 令和3年月9月30日(木)午後10時00分～

開催場所 庁議室

出席委員(農業委員)

1番	川上 達也	○	2番	岸本 信子	×	3番	名城 政幸	○
4番	野原 朝行	◎	5番	—	—	6番	前川 好男	◎
7番	伊波 實	○	8番	具志堅 安盛	○	9番	宮城 政喜	○
10番	比嘉 晴	○	11番	比嘉 清隆	○	12番	仲原 由香里	○

議事録署名人 ※上記表内の「◎」

書記 名護市農業委員会事務局

議案 第75号 農地法第3条の規定による許可申請について
第76号 農地法第4条の規定による許可申請について
第77号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第78号 農用地利用集積計画の意見決定について
第79号 非農地証明願について
報告 農地法第3条許可の取消し願いについて

(開会)

議長 これより総会を進めさせていただきます。本日の議事録署名人は4番と6番の委員を指名しますので、よろしくお願ひします。また、書記には、事務局職員を指名いたします。

では、これより「第13回名護市農業委員会総会」を始めます。

(議案第75号 農地法第3条の規定による許可申請について)

事務局 整理番号 1 番 農振農用地内、面積 267 m²。規模拡大のための無償移転。従事者 2、従事日数 200 日。計画作物は果樹となっております。

整理番号 2 番 農振農用地内、面積 684 m² (2 筆合計)。規模拡大のための有償移転。計画作物は草地となっております。

事務局 事務局としては、いずれも農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。

議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。
質疑が無いようなので、当該案件について、すべて可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(第 76 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について)

事務局 整理番号 1 番 農用地域外、面積 1,028.31 m² 土地の有効利用を図るため、クリニックを新たに建築したい為の申請。農地区分は第 3 種農地(宅地連たん)となっております。

整理番号 2 番 農振地域外、面積 483.06 m² (2 筆合計) 土地の有効利用を図るため、住宅建築を計画したい為の申請。農地区分は第 3 種農地(用途地域)となっております。

議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。
質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(第 77 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について)

事務局 整理番号 1 番 農用地域外、面積 527 m² (2 筆合計)。一般個人住宅としての所有権移転。農地区分は、第 3 種農地 (宅地連たん)。

整理番号 2 番 農用地域外、面積 1,274 m² (4 筆合計)。貸し駐車場としての所有権移転。農地区分は、第 2 種農地 (市街地近接) となっております。

ります。駐車場 40 台分の需要について要調整。

整理番号 3 番 農用地域外、面積 248 m²。駐車場としての所有権移転。農地区分第 3 種農地(宅地連たん)となっております。

整理番号 4 番 農用地域外、面積 1,041 m²。一般個人住宅での所有権移転。農地区分は、第 2 種農地(市街地近接)となっており、一団農地は 0.1 ha となっております。

整理番号 5 番 農用地域外、面積 129 m²。一般個人住宅での所有権移転。農地区分は第 3 種農地(宅地連たん)となっております。始末書付きの案件となります。

整理番号 6 番 農用地域外、面積 383 m²、建売住宅での所有権移転。農地区分は第 3 種農地(宅地連たん)となっております。

整理番号 7 番 農振外、面積 230 m²、住宅敷地拡張での所有権移転。農地区分は第 3 種農地(用途地域)

整理番号 8 番 農振外、面積 344 m²。一般住宅での所有権移転。農地区分は第 3 種農地(用途地域)。

議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。

委員 整理番号 2 番について、駐車場 40 台分の需要は見込めるのか。確約書は利用者全員から頂くのか。

事務局 市街地の中心に位置しており、駐車場としての需要は見込めます。しかしながら 40 人全員から個人事に確約書を頂くのは困難な為、申請者へしっかりとした根拠を提出するよう、意見書を付して進達する考えであります。

議長 他に質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(第 78 号 農用地利用集積計画の意見決定について)

事務局 令和 3 年 9 月 22 日付けで名護市長から名護市農業委員会あてに農用地利用集積計画の決定についての依頼があります。利用権設定者は、譲渡

人6名。譲受人5名。設定筆数8筆、面積16,574㎡。内 賃借権3筆、使用賃借権2筆、所有権移転3筆となっています。

整理番号1番 5年の賃貸借。農地中間管理事業における沖縄県農業振興公社の借受。

整理番号2番 5年の賃貸借。予定作物はサトウキビ、ウコン。集積計画一括方式による貸付。新規 農地所有適格法人。

整理番号3番~5番 所有権移転。予定作物はサトウキビ。稼働日数は200日

整理番号6番 5年の賃貸借。予定作物はパイン、野菜。稼働日数150日

整理番号7番 1年の使用賃貸借。予定作物はサトウキビ。稼働日数は150日。

整理番号8番 1年の使用賃貸借。予定作物はサツマイモ、ゴーヤー。稼働日数は150日

議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。質疑が無いようなので、当該案件について、すべて可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(第79号 非農地証明願について)

調査員 整理番号1番 農用地域外、面積1,639㎡。当該申請地は山林化した傾斜地で、20年以上前から耕作されていない。農地としての活用は困難な場所である。

整理番号2番 農用地域外、面積835㎡(3筆合計)。当該申請地は道路用地買収後の残地と原野隣接地の農地で傾斜地となっている。農地としての有効利用は不可である。

整理番号3番 農用地域外、面積12.85㎡(2筆合計)。当該申請地は供に隣接してある住宅の塀が越境していたため、農地としての利用が困難な場所である。

整理番号4番 農用地域外、面積658㎡(2筆合計)。当該申請地は昭和46

年頃から農地として利用されておらず、原野状態となっている。農地としての有効活用が困難な場所である。

整理番号 5 番 農振地域外、面積 103 m²(3 筆合計)当該申請地は道路用地取得に生じた残地を平成 7 年に名護市が取得した土地である。面積が狭小なため農地としての有効活用が困難な場所である。

議長

調査員から説明のある当該案件について質疑はございませんか。
質疑が無いようなので、当該案件は可決としてもよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

(報告 農地法第 3 条許可の取消し願いについて)

事務局 整理番号 1 番 農用地域外、面積 345 m²。意見の相違で、最終契約更新に至らず破断した為、取下げとなっております。

(閉会)

議長 以上で本日の議案はすべて終了しました。
これをもちまして、第 13 回名護市農業委員会総会を閉会します。

上記については、名護市農業委員会会議規則第 32 条第 3 項の規定により署名押印する。

名護市農業委員会 議長(会長) 川上 達也 印

署名委員 野原 朝行 印

署名委員 前川 好男 印